

# 早稲田大学理工硬式庭球部会則

## 第1章 総則

- 第1条 本会は早稲田大学理工硬式庭球部と称す。
- 第2条 本会の部員は、早稲田大学基幹理工学部、創造理工学部、先進理工学部(以下、「本学部」とする。)に在籍し庭球を愛好するものとする。
- 第3条 本会は、早稲田大学のサークルとして活動する。
- 第4条 本会は関東理工科大学硬式庭球連盟に加盟する。
- 第5条 本会は、本学部の硬式庭球愛好者が学生の本分たる勉学と両立する限度で、庭球を通し真のスポーツを発展させると共に、部員間の理解、親睦を深め、学生生活を真に意義あらしめん事を目的とする。
- 第6条 本部員は、前条に基づき学問に勤勉であらねばならない。
- 第7条 本会は、第2章に掲げる役員が第3章に規定された会員及び他の資金により運営管理に当り、活動の中核的責任を負い、民主的に運営に当たる。

## 第2章 役員及び役員会

- 第8条 本会は次の役員を置く。
1. 顧問
  2. 主将
  3. 副主将
  4. マネージャー
  5. サブ・マネージャー
  6. プレイング・マネージャー
  7. 会計
  8. 会計監査
  9. コート係
  10. ボール係
  11. 記録係
  12. 企画委員
  13. OBOG会委員
- 第9条 顧問、役員を選出および任務
1. 顧問は、本学部教職員中の総意に基づいて選出され、本会の活動を総括的に監督し、部員の相談相手となる。
  2. 役員は、12月総会に於て選出される。
  3. 役員は再選を妨げない。

4. その他の役員は役員会が必要と認めた時任命することができる。
5. マネージャー、会計は会費、その他の金銭的処理に全責任をもってこれに当たる。但し、会計年度は1月1日から12月31日までとする。

第10条 役員は次の場合解任される。

1. 総会が出席者の過半数で不信任を決議した場合。
2. 役員 $\frac{2}{3}$ 以上が役員として不適当と認めた場合。

第11条 役員 $\frac{2}{3}$ 以上の補充は総会に於て決定される。但し、何らかの理由で総会に於て選出される以前に緊急に補充を要する場合には、役員会より指名されたものが臨時のその役を代行する。

### 第3章 部費

第12条 部費は、次の通り定める。

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 1. 入部費          | 5000 円  |
| 2. 前期部費(4月～9月)  | 10000 円 |
| 3. 後期部費(10月～3月) | 10000 円 |

第13条 本会は、理由の如何を問わず、一旦納入した部費はその返還を認めず、期日までに遅滞なく納入しなければならない。なお、部費及び会費は年度の期首に一括納入を認められる。

### 第4章 部員資格

第14条 部員資格は、本学部生で役員会の承認を得た者とする。

第15条 次の場合、部員資格を失う。

1. 期日までに会費の納入を行った場合。
2. 役員会に於て活動不十分と認めた場合。
3. 退部届を役員会に出し承認を得た場合。退部する際には、その時点までの部費を納入しなければならない。

### 第5章 総会

第16条 定期総会は、毎月開催する。

第17条 臨時総会は、役員、部員の必要を認めた場合、開く事ができる。

第18条 総会は全部員の $\frac{1}{3}$ 以上の出席に於て開催される。

第19条 総会にやむを得ず欠席の場合は、委任状をもって出席と見なす。

### 第6章 部員心得

第20条 本会の部員は、その主旨により、コート、部室に於て、次の如くあらねばならない。

1. コートに於ては部員たる誇りと責任に於て全ての行動を紳士的に行う。

2. 練習に於ては練習担当者の指示に従う。
3. 練習方法その他についての意見意義はコートの外で発言提案する。
4. 原則として、春および夏に合宿を行うから参加すること。ただし、役員会が参加不適當と認めた場合には、参加できないものとする。
5. 言動には注意し、礼儀を正す。これをもって人間形成の基とする。
6. コート、部室の整理整頓に心する事。

## 第7章 会則改正

第21条 本会則の改正は総会に於て出席者の2/3以上をもってこれを決す。

## 第8章 本学部以外の部員

第22条 活動及び構成は以下の制限をもうけることとする。

1. 関東理工科大学硬式庭球連盟の登録資格はないものとし、他校との対抗試合及びリーグ戦の出場は認めないこととする。但し、練習試合はその限りではない。
2. 構成は、女子に限り早稲田大学全学部生及び他大学全学部生を認める。

昭和35年4月1日

昭和40年4月1日 一部改正

昭和42年4月1日 一部改正

昭和43年4月1日 一部改正

昭和45年4月1日 一部改正

昭和48年4月1日 一部改正

昭和50年4月1日 一部改正

昭和51年4月1日 一部改正

昭和52年4月1日 一部改正

昭和53年4月1日 一部改正

昭和54年4月1日 一部改正

昭和55年4月1日 一部改正

昭和56年4月1日 一部改正

昭和57年4月1日 一部改正

昭和58年4月1日 一部改正

昭和59年4月1日 一部改正

昭和60年4月1日 一部改正

昭和61年4月1日 一部改正

昭和62年4月1日 一部改正

平成元年4月1日 一部改正

平成10年4月1日 一部改正

平成21年4月1日 一部改正

平成22年4月1日 一部改正